

添付資料

I. 電気通信事業法関連（抜粋）

＜電気通信事業法＞

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条第十三項

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

＜平成十三年総務省告示第二百四十三号＞

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）

二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）

五 S I Pサーバ、セッションボーダコントローラ、E N U Mサーバ、I P電話用D N Sサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備

六 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備

附則

電気通信事業法第三十八条の二第一項の電気通信設備を指定する件（平成九年郵政省告示第六百七十四号）は、廃止する。

附則（平成十三年十一月二十九日総務省告示第七百二十二号）

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十六年三月二十五日総務省告示第二百三十五号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

改正文（平成二十一年二月三日総務省告示第四十八号）（抄）

平成二十一年三月一日から施行する。

改正文（平成三十年二月二十六日総務省告示第六十八号）（抄）

平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和三年一月十四日総務省告示第四号）

この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）附則第一条本文に規定する施行日（令和三年四月一日）から施行する。

別表

単位指定区域	第一種電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦嶺寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社

福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦嶺寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社
静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

II. 第一種指定電気通信設備接続会計規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資することを目的とする。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）において使用する用語の例による。

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

三 「支援設備」とは、第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するためには使用される電力設備、総合監視設備及び試験受付設備等に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。

四 「全般管理」とは、営業所等における共通的作業及び本社等管理部門における活動に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（閑門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

六 「特別第一種指定設備」とは、一般第一種指定設備以外の第一種指定電気通信設備をいう。

七 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

(遵守義務)

第三条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2 この省令に定めのない事項については、電気通信事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

(会計の基準の整備等)

第四条 事業者は、次の各号に掲げるところにより第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。

- 一 資本的支出と収益的支出との区分に関する適正な基準を定めるほか、この省令の規定に基づく資産並びに費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他の経理に関する制度を整えること
- 二 設備区分において直接に発生する費用を正確に把握するよう努めること

(会計単位の区分)

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続料等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続料等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

(勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書)

第六条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表（以下「接続会計財務諸表」という。）、別表第三による接続会計報告書並びにこの省令の定めるところにより接続会計財務諸表を作成する際に準拠した資産並びに費用及び収益の整理の手順を詳細に記載した書類（以下この条において「接続会計整理手順書」という。）を

作成しなければならない。

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、法第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。

3 別表第一の勘定科目の項に属する資産若しくは費用又は収益で、当該勘定科目の項を細区分して経理することが適当であると認められる場合には、当該細区分により会計を整理しなければならない。

4 接続会計財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示することができる。

第二章 資産並びに費用及び収益

(資産の整理)

第七条 別表第一の勘定科目の二以上の項に関連する資産は、回線数比その他の適正な基準によりそれぞれの項に整理しなければならない。

2 支援設備及び全般管理に整理した資産は、適正な基準により第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門に帰属させなければならない。

(費用及び収益の整理)

第八条 別表第一の勘定科目の二以上の項に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの項に整理しなければならない。

2 支援設備及び全般管理に整理した費用は、別表第二に掲げる基準により第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門に帰属させなければならない。

(設備区分への費用の整理)

第九条 前条の規定により整理し又は帰属させた費用のうち電気通信設備の管理運営に関連するものは、適正な基準により設備区分に帰属させなければならない。

第三章 接続会計報告書等の公表等

(接続会計報告書等の公表等)

第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。

(計算結果証明)

第十一条 事業者は、第六条第一項の接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第十二条 事業者は、第六条第一項の接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第三十八条の二第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第一種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

附則（平成十一年一月十一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年九月二十七日郵政省令第六十号）（抄）

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

2 この省令の施行前に交付された郵便貯金通帳、郵便貯金証書、カード、払戻証書、郵便貯金本人票、郵便為替証書、払出書、郵便振替払出証書、郵便振替支払通知書及び簡易生命保険保険料領収帳は、この省令による改正後の様式又は書式により交付されたものとみなす。

附則（平成十二年十一月十六日郵政省令第六十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附則（平成十三年十一月二十九日総務省令第百五十号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十三年十二月十一日総務省令第百六十四号）

この省令は公布の日から施行し、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

附則（平成十五年十一月五日総務省令第百三十七号）

この省令は、公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書から適用する。

附則（平成十六年三月二十二日総務省令第四十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成十七年四月一日総務省令第七十二号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十年三月二十一日総務省令第二十七号）（抄）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る財務諸表及び接続会計報告書等については、この省令による改正後の電気通信事業会計規則及び第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

附則（平成二十一年五月二十一日総務省令第五十一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日総務省令第三十号) (抄)
(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年五月二十三日総務省令第五十八号)

この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

附則 (平成三十年二月二十六日総務省令第六号) (抄)
(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一月一九日総務省令第一〇三号)
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月一四日総務省令第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表

資 産

科目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。) 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ セッションボーダコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。) 網終端装置(IP—VPNサービスに係るもの) 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの) 収容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何)</p>

科目	款（原価部門）	項
		<p>2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何)</p>

科目	款（原価部門）	項
		建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品
	支援設備（補助部門）	休止設備 建設仮勘定 電力設備 監視設備 試験受付設備 (何)
	全般管理（補助部門）	共通部門設備 管理部門設備
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3) 投資その他 の資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費　用
営業費用

科目	款（原価部門）	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・廣告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門）	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 (何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)
共通費	全般管理（補助部門）	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備

科目	款（原価部門）	項
	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 監視設備 試験受付 (何) 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除却費	減価償却費に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料

収 益
営業収益

科目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。
	第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	(何)

(注)

ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二 [第6条・第8条]

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計単位名 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア) 以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益（又は接続営業損失）

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）

会計単位名 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

- (1) 営業収益
 - 1 役務収入
 - 2 振替網使用料
- (2) 営業費用
 - 1 営業費用
 - 2 振替網使用料
 - ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの
 - イ ア以外のもの
 - (ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの
 - (イ) (ア) 以外のもの

第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「I 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位名 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

期首残高 期末残高 首末平均残高

- 1 電気通信事業固定資産
(再掲 第一種指定電気通信設備)
- 2 投資その他の資産
- 3 繰延資産
- 4 運転資本
- 5 過年度の料金算定に従った資本額の調整
使用平均資本額
- 6 営業利益
- 7 過年度の料金算定に従った報酬額の調整
資本報酬額
使用平均資本報酬率
設定報酬率

会計単位名 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

期首残高 期末残高 首末平均残高

- 1 電気通信事業固定資産
- 2 投資その他の資産
- 3 繰延資産
- 4 運転資本
使用平均資本額
営業利益

固定資産帰属明細表

(単位 円)

固定資産帰属明細表

(単位 円)

		第一種指定設備利用部門計		指定外電気通信設備		サービス活動		合計	
		(何)		うち光信号中継伝送機能に係るもの		うち光信号電気信号変換機能に係るもの		(何)	
		折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号ノード装置	専用線ノード装置	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	うち光信号ノード装置	専用線ノード装置
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	市内機械設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	市外機械設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	電報機械設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
設備	伝送機械設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	無線機械設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	電力設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	電話番号案内設備	取得価額							
監視設備		減価償却累計額							
		帳簿価額							
	取得価額								
	減価償却累計額								
(何)	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
空中線設備		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
通信衛星設備		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
端末設備		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							

固定資産帰属明細表

(单位 円)

(注)

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

固定資産帰属明細表

(单位：円)

		第一種指定設備利用部門計		指定外電気通信設備		サービス活動		合計	
		(何)		うち光信号中継伝送機能に係るもの		うち光信号中継伝送機能に係るもの		(何)	
		折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置	専用線ノード装置(専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路)	専用加入者線装置モジュール(専用線ノード装置伝送路)	専用線ノード装置	専用線ノード装置	専用線ノード装置
線路設備	市内線路設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
線路設備	市外線路設備	取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
土木設備		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
海底線設備		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
建物		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
構築物		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
機械及び装置		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
車両及び船舶		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
工具、器具及び備品		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
休止設備		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
土地		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
建設仮勘定		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
無形固定資産		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額							
		減価償却累計額							
		帳簿価額							

(注)

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

		（中继）		（合計）	
		（何）		（何）	
		網終端装置（IP—VPNサービスに係るもの）		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		取容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		一般第一種指定設備計		伝送路	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	市内機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	市外機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	電報機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	伝送機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	無線機械設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	電力設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
機械設備	電話番号案内設備	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
監視設備	(何)	取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
空中線設備		取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
通信衛星設備		取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			
端末設備		取得価額			
		減価償却累計額			
		帳簿価額			

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

		一般第一種指定設備計											
		一般第一種指定中継ルータ											
線路設備	市内線路設備	取得価額											
	市外線路設備	取得価額											
土木設備		取得価額											
		減価償却累計額											
海底線設備		帳簿価額											
		取得価額											
建物		減価償却累計額											
		帳簿価額											
構築物		取得価額											
		減価償却累計額											
機械及び装置		帳簿価額											
		取得価額											
車両及び船舶		減価償却累計額											
		帳簿価額											
工具、器具及び備品		取得価額											
		減価償却累計額											
休止設備		帳簿価額											
		取得価額											
土地		減価償却累計額											
		帳簿価額											
建設仮勘定		取得価額											
		減価償却累計額											
無形固定資産		帳簿価額											
		取得価額											
設備区分ごとの固定資産合計		減価償却累計額											
		帳簿価額											

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

設備区分別費用明細表

(単位 円)

		番号案内データベース及び番号案内設備											
		信号網設備											
		うちルーティング伝送機能に係るものの											
		中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)											
		中継系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)											
第一種指定設備管理部門計		うちルーティング伝送機能に係るものの											
一般第一種指定設備		うちルーティング伝送機能に係るものの											
營業費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
うち貸倒損失		うちルーティング伝送機能に係るものの											
運用費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
施設保全費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
共通費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
管理費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
試験研究費及び研究費償却		うちルーティング伝送機能に係るものの											
減価償却費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
固定資産除却費		うちルーティング伝送機能に係るものの											
うち除却損		うちルーティング伝送機能に係るものの											
通信設備使用料		うちルーティング伝送機能に係るものの											
租税公課		うちルーティング伝送機能に係るものの											
合計		うちルーティング伝送機能に係るものの											
(単位 %)													
直課													
活動基準帰属													
配賦													

設備區分別費用明細表

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

	(単位 円)											
	合計											
	(何)											
一般第一種指定設備計	一般第一種指定設備に係るものに限る。(端末系ルータ交換機能及び一般取容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)	ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	伝送路							
營業費												
うち貸倒損失												
運用費												
施設保全費												
共通費												
管理費												
試験研究費及び研究費償却												
減価償却費												
固定資産除却費												
うち除却損												
通信設備使用料												
租税公課												
合計												
(単位 %)												
直課												
活動基準帰属												
配賦												

(注)

- 1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。
 2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

(注)

1 電気通信設備を収容する建物に係る費用、器具備品に係る費用、通信設備使用料及び租税公課については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。

建物

減価償却費、固定資産除却費、施設保全費	第一段階 占有面積比
	第二段階 設備の占有面積比（設備収容関連）
	稼働人員数比（設備収容関連以外）

器具備品

減価償却費、固定資産除却費、施設保全費	稼働人員数比
通信設備使用料	該当する設備区分比
租税公課	正味固定資産額比

2 試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。

インフラ系応用技術（通信用建物）	占有面積比
インフラ系応用技術（通信用電力）	仕様電力値比
インフラ系応用技術（電気通信設備）	設備区分の当年度取得固定資産価額比
インフラ系基礎技術	設備の当年度取得固定資産価額比

3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備

電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比

全般管理

共通

資材(販売用のものを除く。)	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比

一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連の ものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連 するもの）	支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

別表第三〔第6条・第10条〕

接続会計報告書

(電気通信事業法第33条第13項に基づく報告書)

事業年度　自　年　月　日

至　年　月　日

総務大臣 殿

年　月　日提出

会社名

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

電話番号

連絡者

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

- 1 報告書の目的
- 2 根拠法令等
- 3 会計処理の基準
 - (1) 電気通信事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連
 - (2) 費用、収益及び資産の帰属
 - (3) その他（接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更措置等）
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1) 損益計算書
 - (2) 使用平均資本及び資本報酬計算書
 - (3) 固定資産帰属明細表
 - (4) 設備区分別費用明細表
- 5 計算結果証明報告の紹介
- 6 第3条ただし書及び第10条第4項の許可事項

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

第三部 接続会計財務諸表（別表第二の様式による）

- 1 損益計算書
 - (1) 第一種指定設備管理部門
 - (2) 第一種指定設備利用部門
- 2 使用平均資本及び資本報酬計算書
 - (1) 第一種指定設備管理部門
 - (2) 第一種指定設備利用部門
- 3 固定資産帰属明細表
- 4 設備区分別費用明細表

第四部 参考情報

- 1 階梯別・用途別回線設定の状況
- 2 接続会計整理手順書の紹介及び入手方法
- 3 接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額
- 4 特に重要な費用帰属基準の説明
- 5 会計単位の定義
- 6 用語解説
- 7 その他

III. 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について

1 趣旨

この取扱要領は、会計規則について、平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）に基づく東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の指定に伴う取扱上の留意事項等を定めるものである。

2 定義

(1) 直課

会計規則別表第二様式第4に定める設備区分等に費用を直接に帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合及び主要設備に直課された費用を64kbps換算による回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）をいう。

(2) 活動基準帰属

占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により、設備区分等へ費用を帰属させること（費用が対応する設備区分等の範囲を、当該基準により可能な限り限定した後に、支出額比、固定資産価額比等を用いて設備区分等へ費用を帰属させる場合を含む。）をいう。

(3) 配賦

費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、(1)又は(2)の方法によらず、支出額比、固定資産価額比等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させることをいう。

(4) 会計整理手順書

会計規則第6条第1項の規定に基づき、接続会計報告書に記載される接続会計財務諸表作成に当たっての具体的な整理手順の説明を行うために下記3の規定を踏まえて作成するものであり、①会計単位、活動区分、設備区分等の解説、②資産、費用及び収益の帰属の詳細な方法、③試験研究におけるインフラ系研究（応用・基礎）、ユーザー系研究（応用・基礎）、純粹基礎研究の明確な判別基準、④費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」等を記載したものという。

3 資産並びに費用及び収益の整理の手順

会計規則第4条第2号及び第7条から第9条までの規定に基づく資産並びに費用及び収益の整理の手順は、次の各号による。

(1) 資産及び費用については、別表に従って①から⑨までにより設備区分ごとに整理する。

- ① 設備区分ごとに資産及び費用を集計するため、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等物理的に管理可能な電気通信設備（以下「主要設備」という。）の資産区分、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理（共通・管理）及び電気通信役務の提供等（以下「サービス活動」という。）の活動区分のほか、建物等2以上の活動に共通的に係る資産及び費用を把握する活動支援の区分を設定し、それぞれの区分に対応する資産及び発生する費用を帰属させる。
- ② 活動支援に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第4の注に定める基準により、主要設備、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理及びサービス活動のそれぞれの活動区分（以下「主要設備等」という。）に帰属させる。
- ③ 支援設備に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ④ 試験研究に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑤ 全般管理・共通に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑥ 全般管理・管理に整理した資産及び費用を、会計規則別表第二様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑦ ①から⑥までにより整理された主要設備のうち、その設備が2以上の主要設備等のために用いられるものについては、回線数比、取得固定資産価額比等により対応する主要設備等に帰属させる。
- ⑧ ①から⑦までにより主要設備に整理した資産及び費用については、回線数比等により設備区分等に帰属させる。
- ⑨ ①から⑥までにより整理された設備への帰属の明確な営業費・運用費については、契約回線数比等により、設備区分に帰属させる。

(2) 収益については、別表に従って整理する。

4 勘定科目の整備

会計規則別表第一において、「(何)」と記載された項目及び会計規則第6条第3項の規定に基づく細区分は、別表のとおりとする。

5 回線の設定状況の記載

会計規則別表第三第四部において、階梯別・用途別回線設定の状況は、次の各号に従って毎事業年度（中継系伝送路については毎事業年度2回）の回線設定実態調査を行った結果を記載する。

- (1) 端末系伝送路については、サービスに供している回線の設定状況を記載する。
- (2) 中継系伝送路については、会計規則別表第二様式第4に規定する伝送路の設備区分ごとに、サービスに供している回線の設定状況を記載する。

別表

勘定科目表

資 産

科目	款（原価部門）	項	目
1 電気通信事業 固定資産 (1) 有形固定 資産	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ル ータ（端末系ルータ交換 機能及び一般収容ル ータ優先パケット識別機 能に係るものに限る。）	
		一般第一種指定中継ル ータ	
		S I Pサーバ	
		セッションボーダコン トローラ	
		E N U Mサーバ	
		I P電話用D N Sサー バ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定収容ル ータ（端末系ルータ交換 機能及び一般収容ル ータ優先パケット識別機 能に係るもの）を除く。）	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	
		網終端装置（インターネ ット接続サービスに係 るもの）	
		収容イーサネットスイ ッヂ（同等の機能を有す るルータを含む。）	
		中継イーサネットスイ ッヂ（同等の機能を有す るルータを含む。）	
		ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有する ルータを含む。)	

科目	款（原価部門）	項	目
		伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		音声利用 I P 通信網設備	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 市内機械設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	配線架 配線盤
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	光ファイバーケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	配線架 配線盤
		公衆電話設備	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	加入者系インターフェース装置 交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備 市内機械設備
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	伝送機械設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	伝送機械設備 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		信号網設備	共通線信号交換装置
		番号案内データベース及び 番号案内設備	案内用交換装置 エンド・ツ・エンド設備 番号案内装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		折返し通信路設定機能 に係る設備	市内機械設備 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール	高速デジタル装置 低速専用線装置 加入者系インターフェース装置
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	加入者系インターフェース装置
		専用線ノード装置	高速デジタル装置 低速専用線装置
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		網改造料	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	

科目	款（原価部門）	項	目
第一種指定設備 利用部門	機械設備		
	空中線設備		
	通信衛星設備		
	端末設備		
	市内線路設備		
	市外線路設備		
	土木設備		
	海底線設備		
	建物		
	土地		
	構築物		
	機械及び装置		
	車両及び船舶		
	工具、器具及び備品		
	リース資産		
支援設備（補助 部門）	休止設備		
	建設仮勘定		
	電力設備		
	監視設備		
	試験受付設備		
全般管理（補助 部門）	架台設備		
	設備共通		
(2)無形固定資産	共通部門設備		
	管理部門設備		
第一種指定設備 管理部門	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則 の科目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	
(3)投資その他の 資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則 の科目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	
2 繰延資産	第一種指定設備 管理部門	電気通信事業会計規則 の科目に従って整理	
	第一種指定設備 利用部門	同上	

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

費用
営業費用

科目	款(原価部門)	項	目
営業費	第一種指定設備管理部門	接続管理	
		貸倒損失	
	第一種指定設備利用部門	契約管理	
		料金収納	
		広報・広告	
		役務販売	
		貸倒損失	
	第一種指定設備管理部門	番号案内	番号案内データベース オペレータ案内
		電報運用	
運用費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)保守	
		一般第一種指定中継ルータ保守	
		S I Pサーバ保守	
		セッションボーダコントローラ保守	
		E N U Mサーバ保守	
		I P電話用D N Sサーバ保守	
		ゲートウェイルータ保守	
		メディアゲートウェイ保守	
		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに除く。)保守	
		網終端装置(I P-V P Nサービスに係るもの)保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）保守	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		伝送路保守	
		音声利用 I P 通信網設備保守	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）ソフト作成・使用料	
		一般第一種指定中継ルータソフト作成・使用料	
		S I P サーバソフト作成・使用料	
		セッションボーダコントローラソフト作成・使用料	
		E N U M サーバソフト作成・使用料	
		I P 電話用D N S サーバソフト作成・使用料	
		ゲートウェイルータソフト作成・使用料	
		メディアゲートウェイソフト作成・使用料	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るもの）を除く。）ソフト作成・使用料	
		網終端装置（I P – V P N サービスに係るもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）ソフト作成・使用料	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）ソフト作成・使用料	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）ソフト作成・使用料	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）ソフト作成・使用料	
		伝送路ソフト作成・使用料	
		音声利用 I P 通信網設備ソフト作成・使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路設備（電気信号の伝送に係るもの）保守	
		主配線盤設備（電気信号の伝送に係るもの）保守	
		端末系伝送路設備（光信号の伝送に係るもの）保守	
		主配線盤設備（光信号の伝送に係るもの）保守	
		公衆電話設備保守	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備 伝送路設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備 伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備 伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）保守	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）保守	
		信号網設備保守	
		番号案内データベース及び 番号案内設備保守	
		折返し通信路設定機能 に係る設備保守	
		専用加入者線装置モジュール設備保守	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備保守	
		専用線ノード装置設備保守	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路設備保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備保守	
		網改造料設備保守	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		公衆電話設備ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		信号網設備ソフト作成・使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備ソフト作成・使用料	
		折返し通信路設定機能に係る設備ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		網改造料設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備利用部門	機械設備保守	
		空中線設備保守	
		通信衛星設備保守	
		端末設備保守	
		市内線路設備保守	
		市外線路設備保守	
		土木設備保守	
		海底線設備保守	
		通信機器保守	
		公衆網施設保守	
		機械設備ソフト作成・使用料	
		空中線設備ソフト作成・使用料	
		通信衛星設備ソフト作成・使用料	
		端末設備ソフト作成・使用料	
	支援設備（補助部門）	市内線路設備ソフト作成・使用料	
		市外線路設備ソフト作成・使用料	
		土木設備ソフト作成・使用料	
		海底線設備ソフト作成・使用料	
	全般管理（補助部門）	通信設備外ソフト作成・使用料	
共通費		電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
		資材	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーナ資材 共通資材 資材共通

科目	款（原価部門）	項	目
		研修	
		医療	
		一般共通	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続
		サービス関連部門	
		一般管理部門	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門	インフラ系応用技術	アクセス ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 信用建物 信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
	第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術	ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 信用建物 信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
		ユーザ系応用技術	
		ユーザ系基礎技術	
		宅内系応用技術	
		純粹基礎技術	

科目	款（原価部門）	項	目
減価償却費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	
		一般第一種指定中継ルータ	
		S I P サーバ	
		セッションボーダコントローラ	
		E N U M サーバ	
		I P 電話用 D N S サーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るもの）を除く。）	
		網終端装置（I P – V P N サービスに係るもの）	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		伝送路	
		音声利用 I P 通信網設備	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	
		公衆電話設備	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	

科目	款（原価部門）	項	目
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）	
		信号網設備	
		番号案内データベース及び番号案内設備	
		折返し通信路設定機能に係る設備	
		専用加入者線装置モジュール	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	
		専用線ノード装置	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	
		網改造料	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
第一種指定設備利用部門		機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	

科目	款（原価部門）	項	目
支援設備（補助部門）	休止設備	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		架台設備	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
	全般管理（補助部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
固定資産除却費	【減価償却費に倣う】	土地 以下減価償却費と同じ	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 使用料	
		一般第一種指定中継ルータ使用料	
		S I Pサーバ使用料	
		セッションボーダコントローラ使用料	
		E N U Mサーバ使用料	
		I P電話用D N Sサーバ使用料	
		ゲートウェイルータ使用料	
		メディアゲートウェイ使用料	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るもの） 使用料	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの） 使用料	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		収容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)使用料	
		中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)使用料	
		ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)使用料	
		伝送路使用料	
		音声利用 I P 通信網設備使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 使用料	
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの) 使用料	
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの) 使用料	
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの) 使用料	
		公衆電話設備使用料	
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 使用料	
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 使用料	
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの) 使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）使用料	
		信号網設備使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備使用料	
		折返し通信路設定機能に係る設備使用料	
		専用加入者線装置モジュール使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備使用料	
		専用線ノード装置使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路使用料	
		網改造料設備使用料	

科目	款(原価部門)	項	目
	第一種指定設備利用部門		
租税公課	第一種指定設備管理部門	国税	印紙税 登録免許税 自動車重量税 地価税
		地方税	事業税 不動産取得税 自動車税 固定資産税 事業所税 都市計画税
		道路占用料	
	第一種指定設備利用部門	国税	
		地方税	
		道路占用料	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	県間伝送設備使用料	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

収 益
営業収益

科目	款 (原価部門)	項	目
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末回線接続	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		接続専用回線	
		接続データ伝送回線	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門		
網改造料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		伝送路設備	
役務収入	第一種指定設備利用部門		

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。